平成２５年（フ）第１３６１８号
東京都江戸川区東葛西５丁目13―１―205
破産者　伊藤龍二郎
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６７９号
東京都中野区本町６丁目16―16―102
破産者　三角　道雄
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６８９号
神奈川県川崎市高津区宇奈根721―１―105
破産者　高橋　伸子
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７０６号
東京都江戸川区東葛西６丁目15―10―302
リーベンハイムＮＯ．１
破産者　大澤　禎久
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７４６号
東京都荒川区南千住２丁目29―９　ビジネスホテル豊
破産者　杉崎　崇至（旧姓渡辺・小山・高瀬）
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７６０号
千葉県野田市親野井200―27
破産者　橋本　則子
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７６５号
東京都港区白金６丁目19―９
破産者　高橋　清美
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７８３号
東京都渋谷区代官山町13―８―507
破産者　加藤　雅彦
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７９４号
東京都杉並区善福寺２丁目３―３　メゾン山吹Ｂ201、開始決定時の住所東京都杉並区西荻北３丁目10―19―202
破産者　梅原　義正
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８０４号
東京都大田区大森西２丁目33―１―301
破産者　久保田大介
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８０５号
東京都中野区南台３丁目３―13
破産者　金子　悟志
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８２７号
東京都調布市布田６丁目19―３　コーポスミ第３―103
破産者　岡　　初雄
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８５９号
神奈川県横須賀市衣笠町12―28
破産者　大内　康弘
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８６７号
東京都板橋区若木１丁目４―19―203
破産者　松賀　　勝
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８９３号
東京都西東京市芝久保町５丁目10―７―Ａ―102
破産者　薄田　康子
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９００号
埼玉県蕨市南町４丁目23―18―201
破産者　佐々木一由
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

平成２５年（フ）第１９号
山口県防府市大字田島1772番地
破産者　株式会社丸喜農園
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２５２号
埼玉県朝霞市西弁財１―５―20　メゾン・アルエット202、住民票上の住所埼玉県朝霞市宮戸４丁目７番47号
破産者　鈴木　賢一
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７３号
長野県塩尻市大字広丘吉田362番地10
破産者　矢澤　睦夫
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２１７号
滋賀県彦根市肥田町1021番地　408号、前住所滋賀県愛知郡愛荘町軽野甲282番地
破産者　小西　　均
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第４４７７号
大阪府守口市金田町６丁目14番２号
破産者　徳重　政洋
1　決定年月日　平成26年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部